# 重 要 な お 知 ら せ

2022年度診療報酬改定に伴い、健康保険法で義務づけられている初再診時選定療養費が変更されます。

◆ 初診時選定療養費とは、紹介状を持参せずに受診された場合に原則ご負担いただく費用のことです。
今回の改定で対象となる患者さんの変更があります。

・**受診される診療科の紹介状をお持ちでない方**

・**院内の他の診療科から院内紹介をされずに受診される方**

◆ 再診時選定療養費とは、治療により状態が落ち着いた後、当院担当医が**他の医療機関へのご紹介を申し出た後も当院での診療を希望し受診**された場合ご負担いただく費用のことです。

## 2022年10月1日からの
## 初診時・再診時選定療養費の改定について

| 種類 | 2022年9月30日まで | 2022年10月1日より |
|---|---|---|
| 初診時選定療養費 | 5,500円（税込） | **7,000円（税込）** |
| 再診時選定療養費 | 2,750円（税込） | **3,000円（税込）** |

**ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。**

**京都済生会病院 院長**

※詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。